

移行対象職種「機械加工」における「旋盤作業」の変更と「数値制御旋盤作業」及び「マシニングセンタ作業」の追加について

平成29年12月6日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布、施行され、移行対象職種「機械加工」の「旋盤作業」が「普通旋盤作業」に変更され、「数値制御旋盤作業」及び「マシニングセンタ作業」が追加されました。

これまで、「旋盤作業」については、普通旋盤及び数値制御旋盤を共に含んだ審査基準となっていたところ、これが「普通旋盤作業」及び「数値制御旋盤作業」に分割される内容となっています。

また、「普通旋盤作業」については、おおむね現行の「旋盤作業」の審査基準と同様となるものの、「数値制御旋盤作業」については、多くの変更点がありますので、ご留意頂くとともに、下記の事項についてお知らせします。

記

1 「旋盤作業」の技能実習計画認定を申請中の場合

「旋盤作業」での認定はできませんので、新たな審査基準を確認し、同基準に基づき、「普通旋盤作業」、「数値制御旋盤作業」、「フライス盤作業」又は「マシニングセンタ作業」のいずれかの技能実習計画を作成（団体監理型技能実習の場合は監理団体の指導に基づき作成する。）し、申請書等必要書類の差替えを行ってください。

2 「旋盤作業」の第一号技能実習を修了する実習生が第二号技能実習に移行する場合及び第二号技能実習を修了する実習生が第三号技能実習に移行する場合

「旋盤作業」の基礎級の技能検定の実技試験及び学科試験に合格した技能実習生については、「普通旋盤作業」又は「数値制御旋盤作業」の第二号技能実習計画に係る前段階の技能実習における目標を達成したものとして、「普通旋盤作業」又は「数値制御旋盤作業」のどちらかの作業を選択し、移行することが可能です。

また、「旋盤作業」の3級の技能検定の実技試験に合格した者は、「普通旋盤作業」又は「数値制御旋盤作業」の第三号技能実習計画に係る前段階の技能実習における目標を達成したものとなります。

3 平成29年11月1日以降、平成29年12月5日以前に、「旋盤作業」に係る技能実習計画の認定を受けた場合

当該省令の施行日以降、新たな審査基準に基づく技能実習計画への変更申請を行うことが必要となり所定の申請手数料を納付の上、新たな審査基準に基づく技能実習計画への変更認定申請を行わなければなりません。